令和8年度 三重大学教育学部附属学校園『いじめ防止基本方針』 附属幼稚園

いじめに対する基本的な考え方

１．「いじめ」の定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
『いじめの防止等のための基本的な方針』平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定
（最終改定平成２９年３月１４日）

２．「いじめ」の基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては，「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し，日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに，いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

①いじめはどの子どもにも，どの学校園にも起こり得るものである。
②いじめは人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。
③いじめ問題はいじめを受けた者の立場に立った指導を行う。
④いじめ問題は学校園の在り方が問われる問題である。
⑤いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
⑥いじめは学校園・家庭・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

「いじめ」防止等のための対策の具体的な取組

１．校内いじめ防止対策委員会（各学校園に設置）

校内いじめ防止対策委員会…管理職・学年部・生徒指導委員会・養護教諭
（必要に応じてスクールカウンセラー・学校評議員・三重大学顧問弁護士等）

- いじめの未然防止の体制整備及び取組
- いじめの状況把握及び分析
- いじめを受けた子どもに対する相談及び支援
- いじめを受けた子どもの保護者に対する相談及び支援
- いじめを行った子どもに対する指導

２．いじめの防止

（１）いじめについての共通理解

ア　いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点等について，校内研修や教員会議で周知を図り，全教職員の共通理解を図る。

イ　子どもに対しても，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されな

い」との雰囲気を学校園全体に醸成していく。

（２）いじめに向かわない態度・能力の育成

ア　学校園の教育活動を通じて，子どもの社会性を育むとともに，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，互いの人格を尊重する態度を養う。（情報モラルを含む。）

イ　子どもが円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

（３）いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア　いじめを行う背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ，一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと，子どもの人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

イ　ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

ウ　教職員が，子どもを傷つけたり，いじめを助長したりすることのないようにする。

（４）自己有用感や自己肯定感の育成

ア　全ての子どもが，認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう，子どもの自己有用感が高められるようつとめる。

イ　自己肯定感が高められるよう，困難な状況を乗り越えられるような体験の機会等を積極的に設ける。

（５）子ども自らがいじめについて学び，取り組む機会の設定

ア　子ども自らがいじめ問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ　その際，全ての子どもが取組の意義を理解し，主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに，教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

３．早期発見

（１）いじめの実態を把握するための取組

ア　日常的な子どもへの目配り

・教職員が，授業前等極力早めに教室へ行く等，休み時間も子どもとともに過ごす時間を設けることを心がけ，いじめの早期発見を図る。

・担任と子どもが日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。

イ　教育相談等の実施

・日常生活の中で，声かけをする等，子どもが気軽に相談できる環境をつくる。

・子どもや保護者，教職員がスクールカウンセラーに相談できる環境をつくる。

・アンケート等を実施し，面談や対応を行う。

（２）保護者との信頼関係を確立することで，日々の家庭訪問や家庭連絡等を通して，子どもの情報交換ができるようにする。

４．いじめに対する措置

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア　いじめと思われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。また，いじめに係る相談を受けた場合，真摯に傾聴する。いじめを受けた子ども，情報を提供した子どもの安全を確保する。

イ　発見・通報を受けた教職員は校内いじめ防止対策委員会に伝え，直ちに情報を共有する。当該組

織が中心となり，事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者に連絡する。

ウ　いじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する重大事態，もしくはその発生が疑われる可能性があると判断した場合，三重大学教育学部附属学校企画経営室（三重大学教育学部附属学校運営協議会）及び教育学部長に報告する。→５

（２）いじめを受けた子ども，またはその保護者への支援

いじめを受けた子どもから事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた子どもの安全を確保し，安心して学校園の生活が送れるよう必要な措置をとり，環境整備を図る。状況に応じて外部専門家（スクールカウンセラー・スクールロイヤー・大学の弁護士）の協力を得る。

（３）いじめを行った子どもへの指導，またはその保護者への助言

いじめを行ったとされる子どもからも事実関係の聴取を行い，いじめが確認された場合，複数の教職員が連携し，組織的にいじめをやめさせ，その再発を防止する。また，保護者にも迅速に連絡し，協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った子どもへは，自らの行為の責任を自覚させるよう毅然とした対応をする。なお，いじめの背景にも目を向け，当該子どもの安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。特別な指導計画による指導のほか，関係機関との連携による措置も含める。

５．重大事態への対応

子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間にわたりいじめを受けた子どもが欠席を余儀なくされている疑いがある場合，次の点に留意しながら厳正に対応する。

ア　教育学部長は学長に報告し，学長は文部科学大臣に報告する。

イ　学長が，三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会（第三者委員会…識見を有する者・法律，医療，福祉等に関する専門的な知識を有する者・教育委員会関係者・その他，学部長が必要と認める者）の設置を決定した場合，委員会に調査を依頼する。

- いじめの事実確認について
- 学校側の対応，判断の適切性について
- 今後の適切な対応方法について
- 学校側における改善を要することについて
- 当該事案についての自ら必要な調査の実施

ウ　三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会は，学校園・三重大学教育学部附属学校企画経営室（三重大学教育学部附属学校運営協議会）・いじめを受けた子ども・その保護者・必要に応じていじめを行った子ども・その保護者に対して，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

エ　三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会は，調査結果を学部長と学長に報告する。学長は，文部科学大臣に報告書を提出し，必要に応じて再調査等の指示を仰ぐ。

オ　必要に応じて専門機関や，所轄警察署等，関係機関への通報を行い，支援を要請する。

６．再発防止に向けた取組と対応の評価

重大事態が発生した場合及び校園長が必要と認める場合，発生した事態への対応に関する反省及び教

訓を踏まえ，その発生原因や背景の分析を行い，再発防止のための適切な措置を講じる。

（１）原因や背景の分析

ア　校内いじめ防止対策委員会は，関係者等から情報を収集し，その内容の確認を行う。

イ　原因の分析及び対応策の検討を行うため，いじめ防止対策委員会は，関係者を招集して再発防止検討会議を開催する。

ウ　校内いじめ防止対策委員会は再発防止の観点をもって，発生の原因を分析し，整理する。

エ　校内いじめ防止対策委員会は整理された発生原因を踏まえ，再発防止のために必要な措置の検討を行う。

オ　校内いじめ防止対策委員会は再発防止のための措置を講じる。なお対応が複数の学年等にわたる場合は，互いに協力し，再発防止につとめる。

カ　再発防止策を実施した学年等の担当者は，実施後，防止策は計画どおり実施されているか，対策の効果はでているかについて確認を行い，校内いじめ防止対策委員会に報告する。

（２）対応の評価

校園長は事態への対応に関する反省・教訓を踏まえ，今後の対応の在り方について，見直しを行う。（初動体制・応急対策・危機管理マニュアル・情報分析・関係機関との連携・子どものケア等）

７．その他の留意事項

（１）組織的な指導体制

全教職員で情報を共有し，組織的に対応することが必要であり，対応についての共通理解を図る。

（２）校内研修の充実

少なくとも年１回以上，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い，全教職員の共通理解を図る。

（３）三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策常設委員会の設置

いじめ問題や重大な生徒指導上の問題に対し、事態が生じてからの対応だけでなく、事態を生じさせない日常的な運営を目指し、附属学校のいじめ防止対策及びいじめ撲滅に関する対応について、年間を通して助言を行う。

（４）いじめ防止の取組の周知

いじめ防止ための具体的な取組が子どもや保護者に認識されるよう、どのような取組がいつ実施されるのかを年間計画に位置付けて周知を図る。

（５）校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整える等，校務の効率化を図る。

（６）学校評価等

学校評価においては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，学校園は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

（７）家庭や地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校園と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

※ここでいう地域とは，橋北地区青少年育成協議会をふくむ，橋北地区を指す。